

速報 平成25年度 普通会計財務書類4表

(総務省方式改訂モデル)についてお知らせします。

平成25年度の普通会計財務書類4表は、次のとおりとなりました。

これらの財務書類によって、従来の決算書などでは把握できなかったストックの情報(これまでに蓄積された資産など)や現金支出が伴わない行政コ

スト(建物の減価償却費など)などを把握できるようになり、より詳しい財政分析ができるようになります。なお、他団体との比較については、各団体の数値が公表され次第、お知らせします。

図 財政課・内線236

貸借対照表

貸借対照表とは、年度末(3月31日)時点で、市が行政サービスを提供するために保有している資産と、その資産をどのような財源により取得してきたかを示す財務書類のことです。

資産の部(これまでに蓄積した資産)		負債の部(将来支払うべき額)	
公共資産 a	1005億1600万円	固定負債 d	351億5400万円
有形固定資産 (道路、公園、学校など)	1002億7500万円	地方債	273億5100万円
売却可能資産 (現在利用していない土地など)	2億4100万円	退職手当引当金	78億300万円
投資等 b	73億8000万円		
投資及び出資金	22億1300万円	流動負債 e	31億2200万円
その他 (貸付金や基金など)	51億6700万円	翌年度償還予定 地方債	27億2000万円
流動資産 c	60億9900万円	その他	4億200万円
現金預金	57億8400万円	負債合計(d+e) f	382億7600万円
うち歳計現金	19億7400万円	純資産の部(これまで負担してきた額)	
未収金	3億1500万円	純資産合計 g	757億1900万円
資産合計(a+b+c)	1139億9500万円	負債・純資産合計(f+g)	1139億9500万円

Q 財務書類からどのようなことがわかりますか?
A 例えば、以下のようなことがわかります。

- ①市民1人あたりの資産と負債
市民1人あたりの資産は85万4000円、負債は28万7000円となります。
※市民1人あたりの数値の算出にあたっては平成26年3月31日時点の住民基本台帳人口(13万3558人)を用いています。
- ②市民1人あたりにかかる行政サービス費用
市民1人あたりの費用は22万7000円となります。
- ③社会資本の整備に対する世代別負担率
これまでの世代の負担は75.3%、将来世代の負担は29.9%となります。
※社会資本形成の財源とならない地方債も含まれるため、世代別負担比率の合計は100%になりません。
- ④資産形成以外の行政サービス費用の受益者負担率
上記行政サービス費用のうち、受益者負担で賄われている比率は4.0%となります。

※一会計年度とは、4月1日から翌年の3月31日までのことです。
※より詳しい分析などは、市ホームページに掲載しています。

行政コスト計算書

行政コスト計算書とは、一会計年度に、人的サービスや給付サービスなどの資産形成につながらない行政サービスにかかった経費と、その行政サービスに対して得られた収入(使用料など)とを対比した財務書類のことです。

経常行政コスト	315億1900万円
人にかかるコスト(人件費など)	78億9100万円
物にかかるコスト(施設の維持補修費や建物の減価償却費など)	97億5400万円
移転支的コスト(社会保障給付費や補助金など)	135億2100万円
その他のコスト(支払利息など)	3億5300万円
経常収益	12億5400万円
使用料・手数料	8億1900万円
分担金・負担金・寄附金	4億3500万円
純経常行政コスト(経常行政コスト-経常収益)	302億6500万円

純資産変動計算書

純資産変動計算書とは、市の純資産(資産から負債を差し引いた額)が一会計年度にどのように変動したかを示す財務書類のことです。

期首純資産残高	761億500万円
当期変動額	△3億8600万円
純経常行政コスト	△302億6500万円
市税、地方交付税、国・県補助金等の収入	299億5400万円
その他	△7500万円
期末純資産残高	757億1900万円

資金収支計算書

資金収支計算書とは、一会計年度の資金(歳計現金)の出入りの情報を3つの性質に分けて表示した財務書類のことです。

期首資金残高	15億2600万円
当期収支	4億4800万円
経常的収支(市税収入、人件費など)	56億6600万円
公共資産整備収支(公共資産整備に係る支出やそれに対する国・県補助金など)	△22億2300万円
投資・財務的収支(地方債の返済や公共資産売却収入など)	△29億9500万円
期末資金残高	19億7400万円

平成28年度から、我孫子市を含めた千葉県内全市町村において、個人住民税の給与からの天引き(特別徴収)による納入を徹底します。給与支払者の皆さんは従業員への周知や特別徴収への対応のご準備をお願いします。

◎従業員が他の事業所から支給されている給与から特別徴収されている、毎月の給与が少なく個人住民税を引ききれない、給与が毎月支払われていない、専従者

給与を支給されているなどの場合や、従業員数が2人以下の事業所などは、普通徴収切替理由書を給与支払報告書と併せて市に提出することで、特別徴収による給与が認められる場合があります。

図 手続きについては：課税課・内線401、335、制度については：千葉県市町村課 ☎043-122312

※詳しくは市ホームページをご覧ください。

給与所得者の個人住民税の特別徴収を徹底します

事業名	担当課	市の方針
新たな文化施設整備の検討	企画課	現行どおり
空き店舗活用補助事業	商業観光課	現行どおり
インターネットショッピングモール出店補助事業	商業観光課	廃止
社会福祉協議会支援事業	社会福祉課	要改善
市民農園維持管理事業	農政課	要改善
障害者住宅改造費の助成	障害福祉支援課	要改善
シャトルバスの運行	交通課	現行どおり
シルバー人材センターへの支援	高齢者支援課	要改善
配食サービスの充実	高齢者支援課	要改善
学級経営の支援	指導課	要改善
めるへん文庫	文化・スポーツ課	要改善
武道施設の建設整備	文化・スポーツ課	要改善
手賀の丘ふれあい宿泊通学	子ども支援課	要改善
まちづくり探検隊	子ども支援課	要改善

行政改革推進委員会が行った事業仕分けの結果を受けて市の方針を決定しました。仕分け結果は、「廃止」1件、「要改善」10件、「現行どおり」3件です。「要改善」となった事業については、各課で事業の見直しに取り組み、可能なものは平成27年度予算編成に反映させます。詳しくは、市ホームページのほか、市役所行政情報資料室で閲覧できます。

図 総務課・内線282

平成26年度事業仕分けの結果をお知らせします